

令和6年6月4日開会

むつ市議会第260回定例会提案理由

ただいま上程されました9議案12報告について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第44号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準じ、重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供することについて定めるためのものであります。

次に、議案第45号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、指定管理者が行為の許可を行うこと等について、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第46号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、標準下水道条例の一部改正を踏まえ、排水設備工事責任技術者を営業所ごとに専属させる要件を緩和するほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第47号及び議案第48号の工事請負契約についてであります。これら2議案は、第80回国民スポーツ大会セーリング競技艇置場整備工事及び下北文化会館空気調和設備改修工事について、工事請負契約を締結するためのものであります。

次に、議案第49号についてであります。本案は、青森県市町村総合事務組合について、共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に規定する森林環境税に係る徴収金を加えることから、組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものであります。

次に、議案第50号 むつ市過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づく財政上の特別措置を活用するため、むつ市過疎地域持

続的發展計画の一部を変更するものであります。

次に、議案第51号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてであります。本案は、人権擁護委員法第9条ただし書の規定により任期満了後もその職務を行っていただいている委員の後任として峯里砂子氏を推薦するため、提案するものであります。

次に、議案第52号 令和6年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、12億3,234万4,000円の増額補正であります。これにより補正後の歳入歳出予算総額は、418億8,915万8,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費には、令和7年4月の開校を予定しております八戸学院大学むつ下北キャンパスの開校準備事業費及びその通学等に使用するバスを購入するための高等教育支援事業費のほか、スマートフォンアプリを使用した防災行政無線音声配信システム導入事業費を計上しております。

民生費では、法改正による児童手当拡充に係る扶助費を増額しております。

衛生費には、ワクチン接種を希望する高齢者等の接種費用を補助する新型コロナウイルスワクチン接種事業費のほか、墓地公園公衆トイレの集約及び改修に係る墓地公園公衆トイレ改修事業費を計上しております。

農林水産業費には、野菜等産地の所得向上及び産地力強化を図るための野菜等産地力強化支援事業費補助金のほか、浜奥内及び角違漁港の整備に係る事業費を計上しております。

土木費には、市道整備に係る舗装長寿命化修繕事業費のほか、下北駅前広場駐車場整備のための駅前広場管理費を計上しております。

消防費には、災害発生時のトイレ不足に備えるための移動式トイレ「トイレカー」整備事業費を計上しております。

教育費には、学校給食費無償化事業費及びICT学習環境整備事業費のほか、市内小中学校のトイレ改修に係る学校環境整備事業費を計上し

ております。

次に、歳入の主なものについてであります。国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を、諸収入には新型コロナウイルスワクチン接種対策費助成金を計上しておりますほか、市債には事業との関連において借入見込額を計上しております。

なお、除雪機購入事業及び（仮称）むつ市防災食育センター調理等業務委託について、債務負担行為を追加しております。

次に、報告第4号についてであります。これは、令和5年度むつ市一般会計において、継続費を設定しております事業に係る逡次繰越しについて、報告するものであります。

次に、報告第5号についてであります。これは、令和5年度むつ市一般会計において設定しておりました繰越明許費について、繰越計算書を調製いたしましたので、報告するものであります。

次に、報告第6号についてであります。これは、令和5年度むつ市一般会計において、やむを得ない事由により、年度内に完了しなかった事業に係る事故繰越しについて、報告するものであります。

次に、報告第7号についてであります。これは、むつ市議会第255回定例会において御議決賜りましたむつ市防災情報伝達手段整備事業に係る防災情報伝達手段整備工事に関し、工事内容を一部変更し、契約金額を変更することについて、議会の委任を頂いているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第8号についてであります。これは、組織改編に伴い、むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、職名の変更をしております。

次に、報告第9号についてであります。これは、令和6年度から森林環境税の賦課徴収をすることに伴い、むつ市税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、森林環境税に係る賦課徴収の特例を定めたものであります。

次に、報告第10号についてであります。これは、令和5年度むつ市一般会計補正予算でありまして、事業費の確定及び決算見込みにより、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第11号についてであります。これは、地方税法等の一部改正に伴い、むつ市税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、定額減税に係る改正等をしております。

次に、報告第12号についてであります。これは、地方税法施行令の一部改正に伴い、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、国民健康保険税に係る課税限度額の引上げ及び低所得者に対する軽減措置の拡充をしております。

次に、報告第13号についてであります。これは、関係省令の一部改正に伴い、むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、固定資産税の課税免除に係る適用期限を延長しております。

次に、報告第14号についてであります。これは、関係省令の一部改正に伴い、むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、固定資産税の課税免除及び不均一課税に係る適用期限を延長しております。

次に、報告第15号についてであります。これは、令和6年度むつ市一般会計補正予算でありまして、令和6年度に新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯に対する給付金並びに令和6年6月から実施される所得税及び住民税の定額減税において定額減税しきれないと見込まれる方に対する調整給付金を速やかに支給するため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました9議案12報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決及び御承認賜りますようお願い

願い申し上げる次第であります。

令和6年6月4日開会

むつ市議会第260回定例会議案

目 次

議案第 4 4 号	むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5
議案第 4 5 号	むつ市都市公園条例の一部を改正する条例	7
議案第 4 6 号	むつ市下水道条例の一部を改正する条例	9
議案第 4 7 号	工事請負契約について (第 8 0 回国民スポーツ大会セーリング競技艇置場整備工事)	11
議案第 4 8 号	工事請負契約について (下北文化会館空気調和設備改修工事)	13
議案第 4 9 号	青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について	15
議案第 5 0 号	むつ市過疎地域持続的発展計画の変更について	17
議案第 5 1 号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて	21
議案第 5 2 号	令和 6 年度むつ市一般会計補正予算	23
報告第 4 号	令和 5 年度むつ市一般会計継続費繰越計算書	25
報告第 5 号	令和 5 年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書	29
報告第 6 号	令和 5 年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書	37
報告第 7 号	専決処分した事項の報告について (工事請負契約の一部変更契約について(むつ市防災情報伝達手段整備事業(防災情報伝達手段整備工事)))	41
報告第 8 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	45
報告第 9 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例)	49
報告第 1 0 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和 5 年度むつ市一般会計補正予算)	53
報告第 1 1 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市税条例の一部を改正する条例)	55
報告第 1 2 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	71
報告第 1 3 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)	75

報告第14号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例) ……………	79
報告第15号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和6年度むつ市一般会計補正予算) ……………	83

議案第44号

むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準じ、重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供することについて定めるためのものである。

むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年むつ市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第45号

むつ市都市公園条例の一部を改正する条例

むつ市都市公園条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

指定管理者が行為の許可を行うこと等について、所要の条文整備をするためのものである。

むつ市都市公園条例の一部を改正する条例

むつ市都市公園条例（昭和44年むつ市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号中「第9条第2項の使用」を「第5条第1項及び第9条第2項」に改め、同条第3項中「第15条（同条第1項の規定による許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に係る部分に限る。）」を「第15条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第9条第2項」を「第5条第1項又は第9条第2項」に、「同条第1項第3号」を「同項第2号及び第3号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「同条」を「同項」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者が指定公園の管理を行う場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「市長の」とあるのは「指定管理者の」と、同条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第28条に次の1項を加える。

5 指定管理者が指定公園の管理を行う場合における第21条（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

別表2アの表備考3及び別表2イの表備考4中「むつ市体育協会」を「むつ市スポーツ協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

むつ市下水道条例の一部を改正する条例

むつ市下水道条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

標準下水道条例の一部改正を踏まえ、排水設備工事責任技術者を営業所ごとに専属させる要件を緩和するほか、所要の条文整備をするためのものである。

むつ市下水道条例の一部を改正する条例

むつ市下水道条例（平成14年むつ市条例第3号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項第1号中「が1人以上専属して」を「を1人以上選任して」に改める。

第8条第1号中「住民票」の次に「、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）」を加え、同条第4号中「専属する」を「選任する」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 選任する責任技術者が他の営業所の責任技術者を兼任している場合にあっては、その兼任状況を証する書類

第11条第2項第8号中「専属する」を「選任する」に改める。

第15条の見出し中「の職務等」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を選任しなければならない。ただし、県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第24条第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条第1項第10号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第47号

工事請負契約について

第80回国民スポーツ大会セーリング競技艇置場整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

第80回国民スポーツ大会セーリング競技艇置場整備工事に係る工事請負契約を締結するためのものである。

- 1 契約の目的 第80回国民スポーツ大会セーリング競技艇置場整備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 197,780,000円
- 4 契約の相手方 むつ市大湊新町37番12号
山内土木株式会社
代表取締役 山内将邦

議案第48号

工事請負契約について

下北文化会館空気調和設備改修工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

下北文化会館空気調和設備改修工事に係る工事請負契約を締結するためのものである。

- 1 契約の目的 下北文化会館空気調和設備改修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 204,600,000円
- 4 契約の相手方 むつ市大字関根字北関根26番地
株式会社菊池住設
代表取締役 菊池 一幸

議案第49号

青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金を加えることから、青森県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に規定する森林環境税に係る徴収金を加えることから、青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び本組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものである。

青森県市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約

青森県市町村総合事務組合理約（平成19年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2第10号イの項中「徴収金」の下に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金」を加える。

附 則

この規約は、令和6年8月1日から施行する。

議案第50号

むつ市過疎地域持続的発展計画の変更について

むつ市過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づく財政上の特別措置を活用するため、むつ市過疎地域持続的発展計画の一部を変更するものである。

むつ市過疎地域持続的発展計画の一部を次のように変更する。

第2の2ウ中

「 | | | 小沢漁港改修事業 | 市 | 脇野沢 | 」

を

「 | | | 小沢漁港改修事業 | 市 | 脇野沢 |
| | | 九艘泊漁港浚渫事業 | 市 | 脇野沢 | 」

に改める。

第2の4イ中(2)を(3)とし、(1)の次に(2)として次のように加える。

(2) 橋梁

道路と同様、老朽化が進んでいる橋梁について長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を図るとともに、国道や県道における橋梁についても、国や県との連携を図りながら整備を促進する。

第2の4ウ中

「 | | | 石倉1号線
舗装
防護網設置 | 市 | 川内 | 」

を

「 | | | 石倉1号線
舗装
防護網設置 | 市 | 川内 |
| | | 川内54号線
舗装 | 市 | 川内 | 」

に、

「 | | | 新井田3号線
舗装 | 市 | 脇野沢 | 」

を

「 | | | | | | 」

		新井田 3 号線 舗装	市	脇野沢
	橋梁	霞城橋 長寿命化修繕	市	川内
		仮団地橋 長寿命化修繕	市	大畑

に改める。

第 2 の 5 ウ中

「

		防火水槽整備事業	市	川内 大畑 脇野沢
--	--	----------	---	-----------------

」

を

「

		防火水槽整備事業	市	川内 大畑 脇野沢
		川内・脇野沢消防分署 庁舎建設事業	下北 地域 広域 行政 事務 組合	川内 脇野沢

」

に改める。

議案第 5 1 号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

むつ市長 山 本 知 也

みね
峯

り さ こ
里 砂 子

提案理由

人権擁護委員法第 9 条ただし書の規定により任期満了後もその職務を行っている坪二三子氏の後任の委員を推薦するため、提案するものである。

議案第 5 2 号

令和 6 年度むつ市一般会計補正予算

令和 6 年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

むつ市長 山 本 知 也

(予算書別紙)

報告第4号

令和5年度むつ市一般会計継続費繰越計算書

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和5年度むつ市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

令和5年度むつ市一般

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費予算現額		
				予 計 上 算 額	前 年 度 繰 越 額	計
10 教育費	5 保健体育費	(仮称)むつ市 防災食育センタ ー建設事業	円 3,292,309,000	円 401,162,000	円	円 401,162,000

令和6年6月4日提出

会計継続費繰越計算書

支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度通次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰越金	特 定 財 源		
				国・ 支 出 金	地 方 債	そ の 他
円 400,000,000	円 1,162,000	円 1,162,000	円 62,000	円	円 1,100,000	円

むつ市長 山 本 知 也

報告第5号

令和5年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

令和5年度むつ市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎電気室電源改修 工事	円 114,400,000	円 114,400,000	
		デジタル防災センター 整備事業	33,497,000	24,950,000	
		住民情報システム改修 事業	5,126,000	5,126,000	
		住民情報システム連携 機能改修事業	3,080,000	3,080,000	
	3 戸籍住民基本 台帳費	戸籍情報システム読み 仮名改修事業	戸籍情報システム読み 仮名改修事業	3,626,000	3,212,000
			戸籍附票システム読み 仮名改修事業	1,566,000	1,353,000
			コンビニ交付システム 改修事業	2,016,000	1,881,000
			振り仮名の仮登録に係 る戸籍附票システム改 修事業	1,111,000	1,111,000
			旧氏及び振り仮名の記 載に係る戸籍附票シス テム改修事業	1,353,000	1,353,000
	3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付 事業（低所得世帯分）	3,992,000	3,964,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円 95,000,000	円	円 19,400,000
		24,900,000		50,000
	5,126,000			
	3,080,000			
	3,212,000			
	1,353,000			
	1,881,000			
	1,111,000			
	1,353,000			
	3,964,000			

		電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業（住民税均等割のみ課税世帯分）	101,550,000	101,550,000
		電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業（こども加算分）	25,750,000	25,750,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	547,000	547,000
6 農林水産業費	2 畜産業費	草地畜産基盤整備事業	5,516,000	5,516,000
		4 水産業費	むつ地区水産物供給基盤機能保全事業	34,224,000
		浜奥内地区漁港施設機能強化事業	26,300,000	26,300,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路整備事業（浜通線融雪溝整備事業）	88,300,000	61,300,000
		除雪機購入事業	15,133,000	9,362,000
		橋梁長寿命化修繕事業	21,781,000	21,781,000
	5 都市計画費	都市公園ストック再編事業	44,692,000	44,692,000
		金谷都市拠点地区都市構造再編集中支援事業	49,221,000	49,221,000
		コンパクトシティ推進整備事業（市道西町線歩道整備工事）	4,000,000	4,000,000

	101,550,000			
	25,750,000			
	547,000			
		4,900,000		616,000
	25,293,000	6,700,000		2,231,000
	19,350,000	6,100,000		850,000
	32,352,000	20,800,000		8,148,000
		9,300,000		62,000
	6,120,000	12,700,000		2,961,000
	15,422,000	19,400,000		9,870,000
	32,500,000	6,200,000		10,521,000
	2,278,000	1,600,000		122,000

		田名部まちなか地区都市構造再編集中支援事業	30,910,000	30,910,000
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校冷房設備整備事業	10,000,000	7,270,000
		小学校整備事業（市立大湊小学校高压受電設備更新工事）	7,553,000	7,414,000
	3 中 学 校 費	中学校冷房設備整備事業	10,000,000	5,820,000
計			645,244,000	596,087,000

令和6年6月4日提出

	12,103,000	16,900,000		1,907,000
		5,400,000		1,870,000
		5,500,000		1,914,000
		4,300,000		1,520,000
	294,345,000	239,700,000		62,042,000

むつ市長 山 本 知 也

報告第6号

令和5年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和5年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

令和5年度むつ市一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
			円	円	円	円
6 農林水産業費	1 農業費	むつ市産地 パワーアッ プ事業費補 助金	1,449,000,000	1,159,200,000	289,800,000	

令和6年6月4日提出

事故繰越し繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国・県支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	収獲物荷受設備等の機材の輸入において、当初予定していた航路周辺で武装組織による商船攻撃が頻発したことにより、航路を変更する必要が生じ、当初の予定より納入時期が遅延することから、年度内に事業を完了することが困難となったため
289,800,000		289,800,000				

むつ市長 山本知也

報告第7号

専決処分した事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

第255回定例会で議決を経たむつ市防災情報伝達手段整備事業（防災情報伝達手段整備工事）について、工事内容の一部を変更し、契約金額を変更したものである。

むつ市専決第4号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月15日

むつ市長 山 本 知 也

工事請負契約の一部変更契約について

むつ市議会第255回定例会議案第9号をもって議決を経たむつ市防災情報伝達手段整備事業（防災情報伝達手段整備工事）の請負契約の一部を次のとおり変更する。

3 契約の金額	変更前	714,238,800円
	変更後	766,513,000円

報告第8号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

組織改編に伴い、職名を変更したものである。

むつ市専決第5号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

むつ市長 山 本 知 也

むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和6年3月29日公布

むつ市条例第21号

むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第4のアの表6級の項中「政策推進監」を「次長」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第9号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

令和6年度から森林環境税の賦課徴収をすることに伴い、森林環境税に係る賦課徴収の特例を定めたものである。

むつ市専決第6号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

むつ市長 山 本 知 也

むつ市税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和6年3月29日公布

むつ市条例第22号

むつ市税の徴収等の特例に関する条例（昭和42年むつ市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び」を「、個人の」に改め、「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第10号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

むつ市専決第7号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

むつ市長 山 本 知 也

(予算書別紙)

報告第11号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、定額減税に係る改正等をしたものである。

むつ市専決第8号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

むつ市長 山 本 知 也

むつ市税条例の一部を改正する条例

令和6年3月31日公布
むつ市条例第23号

むつ市税条例（昭和35年むつ市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために

支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第34条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第34条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第38条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第52条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第52条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第108条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第108条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第3条の2を削る。

附則第4条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第4条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定す

る特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第18条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第18条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第20条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第20条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第5条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第6条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第6条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第6条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第18条の3、第18条の6から第18条の9まで、附則第4条第2項、附則第6

条第1項、附則第6条の3の2第1項、前条及び附則第8条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第18条の7第2項、第31条の5第1項及び前条の規定の適用については、第18条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第31条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第6条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第6条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第6条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第25条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第24条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金

額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第24条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第24条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第31条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。
（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第6条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第31条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税

(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第6条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第31条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。))の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第31条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であると

きは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びそ

の者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第31条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第31条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における徴収すべき税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第31条の5第2項の規定により読み替えられた第31条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第31条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第31条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第6条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第18条の3、第18条の6から第18条の9まで、附則第4条第2項、附則第6条第1項、附則第6条の3の2第1項、附則第6条の4及び附則第8条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第7条第2項中「前条」を「附則第6条の4」に改め、同条第3項中「第18条の9第1項」の次に「、附則第6条の5第1項及び前条」を加え、「同項

中」を「第18条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第6条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第7条第2項及び」と、前条中「附則第6条の4及び」とあるのは「附則第6条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第9条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 固定資産税に係る法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第9条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4

年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第14条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並び

に附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の4第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の4第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の4の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の4の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第25条を次のように改める。

第25条 削除

附則第25条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（都市計画税に係る法附則第15条第38項の条例で定める割合）

第25条の3 都市計画税に係る法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第27条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第28条及び第29条中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第30条及び第31条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第32条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第34条中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第38条の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第18条の7第1項の改正規定及び附則第3条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例第18条の7第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の

規定により特定寄附金とみなされるものを含む。) 」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のむつ市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のむつ市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部改正)

第5条 特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例(平成7年むつ市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表障害者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」

という。)第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。以下同じ。)となったときの項中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改め、同表控除対象配偶者(法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者をいう。以下同じ。)又は扶養親族(法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)が死亡したときの項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「第292条第1項第8号」を「第292条第1項第9号」に改め、同表控除対象配偶者又は扶養親族が障害者となったときの項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。

報告第12号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税に係る課税限度額の引上げ及び低所得者に対する軽減措置の拡充をしたものである。

むつ市専決第9号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

むつ市長 山 本 知 也

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和6年3月31日公布

むつ市条例第24号

むつ市国民健康保険税条例（平成19年むつ市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第23条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のむつ市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第13号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に係る適用期限を延長したものである。

むつ市専決第10号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

むつ市長 山 本 知 也

むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部
を改正する条例

令和6年3月31日公布

むつ市条例第25号

むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例（令和3年
むつ市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第14号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除及び不均一課税に係る適用期限を延長したものである。

むつ市専決第 1 1 号

専決処分書

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

むつ市長 山 本 知 也

むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を
改正する条例

令和6年3月31日公布

むつ市条例第26号

むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例（平成28年
むつ市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第15号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山 本 知 也

むつ市専決第12号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月17日

むつ市長 山 本 知 也

(予算書別紙)

議案第52号

令和6年度

むつ市一般会計
補正予算書

むつ市

令和6年度むつ市一般会計補正予算

令和6年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,232,344千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,889,158千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月4日提出

むつ市長 山本知也

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		9,105,612	135,004	9,240,616
	1. 国庫負担金	4,032,479	87,322	4,119,801
	2. 国庫補助金	5,061,740	47,682	5,109,422
16. 県支出金		2,655,018	278,540	2,933,558
	1. 県負担金	1,469,042	△ 672	1,468,370
	2. 県補助金	1,091,770	279,212	1,370,982
20. 諸収入		2,961,674	100,100	3,061,774
	5. 雑入	133,325	100,100	233,425
21. 市債		3,891,600	718,700	4,610,300
	1. 市債	3,891,600	718,700	4,610,300
歳入合計		40,656,814	1,232,344	41,889,158

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,857,052	52,294	3,909,346
	1. 総務管理費	3,285,019	52,294	3,337,313
3. 民生費		10,312,977	96,179	10,409,156
	3. 児童福祉費	3,456,437	96,179	3,552,616
4. 衛生費		3,941,953	253,479	4,195,432
	1. 保健衛生費	2,263,995	253,479	2,517,474
	2. 清掃費	1,677,958	0	1,677,958
6. 農林水産業費		1,075,682	56,393	1,132,075
	1. 農業費	516,352	2,042	518,394
	4. 水産業費	329,055	54,351	383,406
8. 土木費		1,837,157	136,534	1,973,691
	2. 道路橋りょう費	883,550	116,534	1,000,084
	5. 都市計画費	368,301	20,000	388,301
9. 消防費		2,147,843	47,002	2,194,845
	1. 消防費	2,147,843	47,002	2,194,845
10. 教育費		6,947,305	590,463	7,537,768
	1. 教育総務費	665,089	159,859	824,948
	2. 小学校費	783,016	195,000	978,016
	3. 中学校費	654,384	219,000	873,384
	5. 保健体育費	4,089,743	16,604	4,106,347
歳出合計		40,656,814	1,232,344	41,889,158

第2表

債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
除雪機購入事業	令和6年度から 令和7年度まで	67,056千円
(仮称)むつ市防災食育センター調理等業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	635,800千円

第3表

地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
墓地公園整備 下北駅前広場整備	千円 92,100 19,000	普通貸借	5.0%以内(ただし、利率見直し方式による借入れにおいては当該見直し後の利率)	借入先融資条件による

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
漁港整備 道路橋りょう整備 消防施設整備 小学校整備 中学校整備 体育施設整備	千円 82,100 289,600 37,000 159,000 162,000 12,200	普通貸借	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式による 借入れにお いては当該 見直し後の 利率)	借入先融資 条件による	千円 133,600 400,600 73,200 344,200 370,000 27,900	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
追加及び変更後の累計	3,891,600				4,610,300			

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,642,405	0	5,642,405
2. 地 方 譲 与 税	272,000	0	272,000
3. 利 子 割 交 付 金	3,000	0	3,000
4. 配 当 割 交 付 金	17,000	0	17,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9,000	0	9,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	94,000	0	94,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,685,000	0	1,685,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000	0	25,000
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	80,083	0	80,083
10. 地 方 特 例 交 付 金	270,469	0	270,469
11. 地 方 交 付 税	11,932,000	0	11,932,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,468	0	4,468
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	110,144	0	110,144
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	243,804	0	243,804
15. 国 庫 支 出 金	9,105,612	135,004	9,240,616
16. 県 支 出 金	2,655,018	278,540	2,933,558
17. 財 産 収 入	20,114	0	20,114
18. 寄 附 金	211,000	0	211,000
19. 繰 入 金	1,423,423	0	1,423,423
20. 諸 収 入	2,961,674	100,100	3,061,774
21. 市 債	3,891,600	718,700	4,610,300
歳 入 合 計	40,656,814	1,232,344	41,889,158

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	249,362	0	249,362				
2. 総 務 費	3,857,052	52,294	3,909,346	25,110			27,184
3. 民 生 費	10,312,977	96,179	10,409,156	96,849			△ 670
4. 衛 生 費	3,941,953	253,479	4,195,432	87,000	92,100	99,600	△ 25,221
5. 労 働 費	23,188	0	23,188				
6. 農 林 水 産 業 費	1,075,682	56,393	1,132,075	1,021	51,500		3,872
7. 商 工 費	834,639	0	834,639				
8. 土 木 費	1,837,157	136,534	1,973,691		130,000		6,534
9. 消 防 費	2,147,843	47,002	2,194,845	8,000	36,200		2,802
10. 教 育 費	6,947,305	590,463	7,537,768	195,564	408,900	500	△ 14,501
11. 公 債 費	4,043,435	0	4,043,435				
12. 諸 支 出 金	5,361,221	0	5,361,221				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
歳 出 合 計	40,656,814	1,232,344	41,889,158	413,544	718,700	100,100	

歳入

第15款 国庫支出金
第1項 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫 負担金	3,962,344	87,322	4,049,666	3 児童福祉費 負担金	87,322	児童手当負担金
計	4,032,479	87,322	4,119,801			

第15款 国庫支出金
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫 補助金	199,153	14,401	213,554	2 児童福祉費 補助金	14,401	子ども・子育て支援事業費補助金
10 デジタル田 園都市国家 構想交付金	62,698	33,281	95,979	2 デジタル実 装タイプ	33,281	デジタル実装タイプ
計	5,061,740	47,682	5,109,422			

第16款 県支出金
第1項 県負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費県負 担金	1,041,196	△ 672	1,040,524	3 児童福祉費 負担金	△ 672	児童手当負担金
計	1,469,042	△ 672	1,468,370			

第16款 県支出金
第2項 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 農林水産業 費県補助金	152,328	1,021	153,349	1 農業費補助 金	1,021	青森県野菜等産地力強化支援事業費補助金
9 教育費県補 助金	243,740	93,090	336,830	1 教育総務費 補助金	93,090	教育改革支援費補助金 学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金
11 青森県核燃 料物質等取 扱税交付金	313,000	185,101	498,101	1 青森県核燃 料物質等取 扱税交付金	185,101	青森県核燃料物質等取扱税交付金
計	1,091,770	279,212	1,370,982			6,361 86,729

第20款 諸収入
第5項 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 雑入	107,287	100,100	207,387	1 雑入	100,100	パナソニック教育財団実践研究助成金 <u>500</u> 新型コロナウイルスワクチン接種対策費助成金 <u>99,600</u>
計	133,325	100,100	233,425			

第21款 市債
第1項 市債

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生債	12,100	92,100	104,200	2 清掃債	92,100	墓地公園整備債
4 農林水産業 債	478,600	51,500	530,100	4 水産業債	51,500	漁港整備債
6 土木債	840,100	130,000	970,100	1 道路橋りよ う債	111,000	道路橋りよう整備債 <u>111,000</u>
				3 都市計画債	19,000	下北駅前広場整備債 <u>19,000</u>
7 消防債	239,300	36,200	275,500	1 消防債	36,200	消防施設整備債
8 教育債	1,472,000	408,900	1,880,900	1 小学校債	185,200	小学校整備債 <u>185,200</u>
				2 中学校債	208,000	中学校整備債 <u>208,000</u>
				4 保健体育債	15,700	体育施設整備債 <u>15,700</u>
計	3,891,600	718,700	4,610,300			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計	
		40,656,814	1,232,344	41,889,158

歳出

第2款 総務費
第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ 他				
2 企画費	320,788	23,683	344,471	17,500			6,183	1 報酬	2,240	国際交流事業費 3,307 下北地域公共交通総合連 携協議会負担金 1,360 八戸学院大学「むつ下北 キャンパス」開校準備事 業費 5,500 高等教育支援事業費 13,516
								8 旅費	374	
								10 需用費	10	
								11 役務費	75	
								17 備品購入 費	13,748	
								18 負担金補 助及び交 付金	7,228	
								26 公課費	8	
20 経営改善 費	66,079	6,816	72,895	3,408			3,408	11 役務費	60	防災行政無線音声配信シ ステム導入事業費
								12 委託料	5,840	
								13 使用料及 び賃借料	430	
								17 備品購入 費	486	
22 情報管理 費	396,154	4,202	400,356	4,202				12 委託料	4,202	人事給与システム児童手 当制度改正対応事業費
30 財政調整 基金費	1	17,593	17,594				17,593	24 積立金	17,593	財政調整基金積立て
計	3,285,019	52,294	3,337,313	25,110			27,184			

第3款 民生費
第3項 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ 他				
2 児童手当 措置費	477,215	96,179	573,394	96,849			△ 670	1 報酬	40	児童手当 85,980 3歳未満被用者 4,255 3歳未満非被用者 1,545 3歳以上1子・2子 1,500 3歳以上3子以降 30,515 中学生 7,845 高校生 40,320 児童手当制度改正準備事 業費 10,199
								3 職員手当 等	207	
								10 需用費	453	
								11 役務費	1,249	
								12 委託料	8,250	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
							19 扶助費	85,980		
計	3,456,437	96,179	3,552,616	96,849			△ 670			

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
4 予防費	174,062	156,464	330,526			99,600	56,864	1 報酬	927	新型コロナウイルスワクチン接種事業費
								8 旅費	119	
								10 需用費	699	
								11 役務費	4,947	
								12 委託料	372	
								18 負担金補助及び交付金	149,400	
8 墓地公園 管理費	8,214	97,015	105,229		92,100		4,915	11 役務費	15	墓地公園公衆トイレ改修事業費
								14 工事請負費	97,000	
計	2,263,995	253,479	2,517,474		92,100	99,600	61,779			

第4款 衛生費

第2項 清掃費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 じん芥処 理費	1,632,782	0	1,632,782	87,000			△ 87,000		財源更正	
計	1,677,958	0	1,677,958	87,000			△ 87,000			

第6款 農林水産業費
第1項 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
3 農業振興 費	326,340	2,042	328,382	1,021			1,021	18 負担金補 助及び交 付金	2,042	野菜等産地力強化支援事 業費補助金
計	516,352	2,042	518,394	1,021			1,021			

第6款 農林水産業費
第4項 水産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
3 漁港管理 費	15,557	54,351	69,908		51,500		2,851	14 工事請負 費	54,351	浜奥内漁港用地舗装修繕 事業費 <u>15,444</u> 角違漁港浚渫事業費 <u>38,907</u>
計	329,055	54,351	383,406		51,500		2,851			

第8款 土木費
第2項 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 土木維持 費	536,115	9,196	545,311		9,100		96	14 工事請負 費	9,196	スキ一場線融雪施設制御 装置更新工事費
4 道路新設 改良費	300,261	107,338	407,599		101,900		5,438	14 工事請負 費	107,338	舗装長寿命化修繕事業費
計	883,550	116,534	1,000,084		111,000		5,534			

第8款 土木費
第5項 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
3 駅前広場 管理費	5,910	20,000	25,910		19,000		1,000	14 工事請負 費	20,000	駅前広場管理費
計	368,301	20,000	388,301		19,000		1,000			

第9款 消防費
第1項 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
4 防災対策 費	250,086	47,002	297,088	8,000	36,200		2,802	11 役務費	1,134	移動式トイレ「トイレ カー」整備事業費
								17 備品購入 費	45,814	
								26 公課費	54	
計	2,147,843	47,002	2,194,845	8,000	36,200		2,802			

第10款 教育費
第1項 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
3 義務教育 振興費	187,328	53,575	240,903	34,029			19,546	17 備品購入 費	53,575	I C T教育推進事業費 財源更正
4 教育研修 センター 費	32,092	2,391	34,483	1,171		500	720	10 需用費	13	
								12 委託料	1,881	
								13 使用料及 び賃借料	9	
								17 備品購入 費	488	
5 学務管理 費	159,829	103,893	263,722	87,763			16,130	18 負担金補 助及び交 付金	103,893	学校給食費無償化事業費 財源更正
計	665,089	159,859	824,948	122,963		500	36,396			

第10款 教育費
第2項 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 小学校管 理費	775,598	195,000	970,598		185,200		9,800	14 工事請負 費	195,000	小学校環境整備事業費
計	783,016	195,000	978,016		185,200		9,800			

第10款 教育費
第3項 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 中学校管 理費	647,319	219,000	866,319		208,000		11,000	14 工事請負 費	219,000	中学校環境整備事業費
計	654,384	219,000	873,384		208,000		11,000			

第10款 教育費
第5項 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
3 学校給食 費	3,349,034	0	3,349,034	72,601			△ 72,601			財源更正
4 体育施設 管理費	154,798	16,604	171,402		15,700		904	14 工事請負 費	16,604	むつ市釜臥山スキー場整 備事業費 4,604 むつ運動公園改修事業費 12,000
計	4,089,743	16,604	4,106,347	72,601	15,700		△ 71,697			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	
				特定財源				
				国 県 支 出 金	地方債	その他		
	40,656,814	1,232,344	41,889,158	413,544	718,700	100,100		

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(632) 450	454,272	1,871,619	1,088,047	3,413,938	872,195	4,286,133	
補 正 前	(623) 450	451,065	1,871,619	1,087,840	3,410,524	872,195	4,282,719	
比 較	(9) 0	3,207	0	207	3,414	0	3,414	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	43,408	26,271	1,746	41,678	437,574	331,602	27,532	29,390	126,170	22,655	21
	補 正 前	43,408	26,271	1,746	41,678	437,574	331,602	27,532	29,390	125,963	22,655	21
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	207	0	0

※ () 内は、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。以下同じ。）数及び会計年度任用職員のうち、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(17) 450	1,673,096	962,439	2,635,535	746,241	3,381,776	
補 正 前	(17) 450	1,673,096	962,232	2,635,328	746,241	3,381,569	
比 較	(0) 0	0	207	207	0	207	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	43,408	20,946	1,746	41,678	368,244	284,975	27,532	29,390	121,844	22,655	21
	補 正 前	43,408	20,946	1,746	41,678	368,244	284,975	27,532	29,390	121,637	22,655	21
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	207	0	0

※ () 内は、定年前再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(615) 0	454,272	198,523	125,608	778,403	125,954	904,357	
補 正 前	(606) 0	451,065	198,523	125,608	775,196	125,954	901,150	
比 較	(9) 0	3,207	0	0	3,207	0	3,207	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	0	5,325	0	0	69,330	46,627	0	0	4,326	0	0
	補 正 前	0	5,325	0	0	69,330	46,627	0	0	4,326	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う 増 減 分	0	
		昇 級 に 伴 う 増 加 分	0	
		その他の増減分	0	
職 員 手当等	207	制度改正に伴う 増 減 分	0	
		その他の増減分	207	・会計年度任用職員以外の職員 時間外勤務手当 207

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
除雪機購入事業 (土木維持課)	67,056			令和6年度 から令和7 年度まで	限度額に 同じ		67,000		56
(仮称)むつ市防災食育センター 調理等業務委託 (教育委員会事務局総務課)	635,800			令和7年度 から令和9 年度まで	限度額に 同じ				635,800

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込						当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	36,257,561	37,876,593	3,891,600	718,700	4,610,300	3,885,578		3,885,578	37,882,615	718,700	38,601,315
(1)総務	16,742,440	15,485,731	617,500		617,500	1,982,498		1,982,498	14,120,733		14,120,733
(2)民生	499,574	569,795	75,000		75,000	57,058		57,058	587,737		587,737
(3)衛生	935,957	2,114,082	12,100	92,100	104,200	65,277		65,277	2,060,905	92,100	2,153,005
(4)農林水産業	1,369,977	1,340,070	478,600	51,500	530,100	210,626		210,626	1,608,044	51,500	1,659,544
(5)商工	99,656	123,470	81,300		81,300	21,079		21,079	183,691		183,691
(6)土木	4,346,427	4,669,305	668,400	130,000	798,400	528,778		528,778	4,808,927	130,000	4,938,927
(7)公営住宅	1,728,497	2,532,537	171,700		171,700	204,698		204,698	2,499,539		2,499,539
(8)消防	1,415,821	1,955,886	239,300	36,200	275,500	134,409		134,409	2,060,777	36,200	2,096,977
(9)教育	7,819,241	7,797,199	1,472,000	408,900	1,880,900	584,870		584,870	8,684,329	408,900	9,093,229
(10)公営企業	1,299,971	1,288,518	75,700		75,700	96,284		96,284	1,267,934		1,267,934
※参考普通債のうち											
(11)辺地対策											
(12)過疎対策	2,804,517	2,891,428	367,900		367,900	340,008		340,008	2,919,320		2,919,320
2. 災害復旧債	119,800	119,800							115,725		115,725
(1)公共施設											
(2)衛生											
(3)農林水産業											
(4)土木	119,800	119,800							115,725		115,725
(5)商工											
(6)教育											
合 計	36,377,361	37,996,393	3,891,600	718,700	4,610,300	3,889,653		3,889,653	37,998,340	718,700	38,717,040

令和5年度

むつ市一般会計
補正予算書

むつ市

令和5年度むつ市一般会計補正予算

令和5年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,433,271千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,221,169千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		5,824,046	43,338	5,867,384
	1. 市 民 税	2,715,053	8,825	2,723,878
	4. 市 た ば こ 税	552,015	34,513	586,528
2. 地 方 譲 与 税		243,000	△ 3,479	239,521
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	46,000	△ 105	45,895
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	141,000	△ 2,636	138,364
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	56,000	△ 738	55,262
3. 利 子 割 交 付 金		3,000	△ 664	2,336
	1. 利 子 割 交 付 金	3,000	△ 664	2,336
4. 配 当 割 交 付 金		20,000	△ 2,726	17,274
	1. 配 当 割 交 付 金	20,000	△ 2,726	17,274
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		21,000	△ 2,576	18,424
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,000	△ 2,576	18,424
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		72,000	11,673	83,673
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	72,000	11,673	83,673
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		1,363,000	△ 13,556	1,349,444
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,363,000	△ 13,556	1,349,444
8. 環 境 性 能 割 交 付 金		14,000	4,526	18,526
	1. 環 境 性 能 割 交 付 金	14,000	4,526	18,526
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		80,980	△ 897	80,083
	1. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	80,980	△ 897	80,083
10. 地 方 特 例 交 付 金		39,001	165	39,166
	1. 地 方 特 例 交 付 金	39,000	166	39,166
	2. 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	1	△ 1	0
11. 地 方 交 付 税		11,969,151	△ 9,786	11,959,365
	1. 地 方 交 付 税	11,969,151	△ 9,786	11,959,365
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		5,154	△ 991	4,163
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,154	△ 991	4,163
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		108,812	△ 4,300	104,512
	1. 負 担 金	108,812	△ 4,300	104,512
14. 使 用 料 及 び 手 数 料		242,192	△ 2,499	239,693
	2. 手 数 料	139,293	△ 2,499	136,794
15. 国 庫 支 出 金		9,422,375	△ 322,656	9,099,719
	1. 国 庫 負 担 金	4,327,462	△ 273,059	4,054,403
	2. 国 庫 補 助 金	5,083,735	△ 49,597	5,034,138
16. 県 支 出 金		2,985,279	△ 56,485	2,928,794
	1. 県 負 担 金	1,521,097	△ 54,808	1,466,289
	2. 県 補 助 金	1,299,451	△ 1,677	1,297,774
17. 財 産 収 入		35,431	△ 1	35,430
	1. 財 産 運 用 収 入	18,149	△ 1	18,148
18. 寄 附 金		195,300	△ 29,009	166,291
	1. 寄 附 金	195,300	△ 29,009	166,291
19. 繰 入 金		2,814,384	△ 224,248	2,590,136
	1. 基 金 繰 入 金	2,814,143	△ 224,238	2,589,905
	2. 特 別 会 計 繰 入 金	241	△ 10	231
21. 市 債		5,836,193	△ 819,100	5,017,093
	1. 市 債	5,836,193	△ 819,100	5,017,093
歳 入 合 計		44,654,440	△ 1,433,271	43,221,169

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,281,314	△ 59,136	5,222,178
	1. 総務管理費	4,489,383	△ 59,136	4,430,247
3. 民生費		12,203,183	△ 488,267	11,714,916
	1. 社会福祉費	4,261,456	0	4,261,456
	2. 老人福祉費	1,316,413	0	1,316,413
	3. 児童福祉費	4,023,420	△ 260,121	3,763,299
	4. 生活保護費	2,599,394	△ 228,146	2,371,248
4. 衛生費		6,206,506	△ 933,910	5,272,596
	1. 保健衛生費	2,229,533	0	2,229,533
	2. 清掃費	3,976,973	△ 933,910	3,043,063
6. 農林水産業費		832,820	19,947	852,767
	2. 畜産業費	120,203	0	120,203
	3. 林業費	78,535	19,947	98,482
	4. 水産業費	382,026	0	382,026
7. 商工費		980,888	0	980,888
	1. 商工費	980,888	0	980,888
8. 土木費		3,614,914	△ 247,758	3,367,156
	2. 道路橋りょう費	1,191,702	△ 103,090	1,088,612
	5. 都市計画費	557,902	△ 144,668	413,234
9. 消防費		2,564,989	△ 32,123	2,532,866
	1. 消防費	2,564,989	△ 32,123	2,532,866
10. 教育費		3,381,725	0	3,381,725
	1. 教育総務費	632,332	0	632,332
	2. 小学校費	407,063	0	407,063
	3. 中学校費	362,820	0	362,820
	4. 社会教育費	808,181	0	808,181
12. 諸支出金		4,943,398	307,976	5,251,374
	1. 公営企業費	4,943,398	307,976	5,251,374
歳出合計		44,654,440	△ 1,433,271	43,221,169

第2表

地 方 債 補 正

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
清掃施設整備	1,237,600	普通貸借	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式による 借り入れに おいては当 該見直し後 の利率)	借入先融資 条件による	620,100	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
道路橋りょう整備	428,900				341,000			
街路整備	121,500				25,200			
社会教育施設整備	137,800				120,400			
変更後の累計	5,836,193				5,017,093			

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,824,046	43,338	5,867,384
2. 地 方 譲 与 税	243,000	△ 3,479	239,521
3. 利 子 割 交 付 金	3,000	△ 664	2,336
4. 配 当 割 交 付 金	20,000	△ 2,726	17,274
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,000	△ 2,576	18,424
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	72,000	11,673	83,673
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,363,000	△ 13,556	1,349,444
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	14,000	4,526	18,526
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	80,980	△ 897	80,083
10. 地 方 特 例 交 付 金	39,001	165	39,166
11. 地 方 交 付 税	11,969,151	△ 9,786	11,959,365
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,154	△ 991	4,163
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	108,812	△ 4,300	104,512
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	242,192	△ 2,499	239,693
15. 国 庫 支 出 金	9,422,375	△ 322,656	9,099,719
16. 県 支 出 金	2,985,279	△ 56,485	2,928,794
17. 財 産 収 入	35,431	△ 1	35,430
18. 寄 附 金	195,300	△ 29,009	166,291
19. 繰 入 金	2,814,384	△ 224,248	2,590,136
20. 諸 収 入	2,455,174	0	2,455,174
21. 市 債	5,836,193	△ 819,100	5,017,093
22. 繰 越 金	904,968	0	904,968
歳 入 合 計	44,654,440	△ 1,433,271	43,221,169

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	245,168	0	245,168				
2. 総 務 費	5,281,314	△ 59,136	5,222,178			△ 99,325	40,189
3. 民 生 費	12,203,183	△ 488,267	11,714,916	△ 328,074		△ 6,045	△ 154,148
4. 衛 生 費	6,206,506	△ 933,910	5,272,596	△ 1,470	△ 617,500	△ 1,538	△ 313,402
5. 労 働 費	25,694	0	25,694				
6. 農 林 水 産 業 費	832,820	19,947	852,767			△ 51,842	71,789
7. 商 工 費	980,888	0	980,888			22,040	△ 22,040
8. 土 木 費	3,614,914	△ 247,758	3,367,156	△ 49,597	△ 184,200	△ 261	△ 13,700
9. 消 防 費	2,564,989	△ 32,123	2,532,866			△ 129,518	97,395
10. 教 育 費	3,381,725	0	3,381,725		△ 17,400	6,433	10,967
11. 公 債 費	4,348,841	0	4,348,841				
12. 諸 支 出 金	4,943,398	307,976	5,251,374			△ 1	307,977
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
歳 出 合 計	44,654,440	△ 1,433,271	43,221,169	△ 379,141	△ 819,100	△ 260,057	25,027

歳入

第1款 市税

第1項 市民税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	2,410,822	8,825	2,419,647	1 現年課税分	8,825	決算見込み
計	2,715,053	8,825	2,723,878			

第1款 市税

第4項 市たばこ税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 市たばこ税	552,015	34,513	586,528	1 現年課税分	34,513	決算見込み
計	552,015	34,513	586,528			

第2款 地方譲与税

第1項 地方揮発油譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	46,000	△ 105	45,895	1 地方揮発油譲与税	△ 105	交付額決定により
計	46,000	△ 105	45,895			

第2款 地方譲与税

第2項 自動車重量譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	141,000	△ 2,636	138,364	1 自動車重量譲与税	△ 2,636	交付額決定により
計	141,000	△ 2,636	138,364			

第2款 地方譲与税

第3項 森林環境譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 森林環境譲与税	56,000	△ 738	55,262	1 森林環境譲与税	△ 738	交付額決定により
計	56,000	△ 738	55,262			

第3款 利子割交付金
第1項 利子割交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子割交付金	3,000	△ 664	2,336	1 利子割交付金	△ 664	交付額決定により
計	3,000	△ 664	2,336			

第4款 配当割交付金
第1項 配当割交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 配当割交付金	20,000	△ 2,726	17,274	1 配当割交付金	△ 2,726	交付額決定により
計	20,000	△ 2,726	17,274			

第5款 株式等譲渡所得割交付金
第1項 株式等譲渡所得割交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡 所得割交付金	21,000	△ 2,576	18,424	1 株式等譲渡 所得割交付金	△ 2,576	交付額決定により
計	21,000	△ 2,576	18,424			

第6款 法人事業税交付金
第1項 法人事業税交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 法人事業税 交付金	72,000	11,673	83,673	1 法人事業税 交付金	11,673	交付額決定により
計	72,000	11,673	83,673			

第7款 地方消費税交付金
第1項 地方消費税交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税 交付金	1,363,000	△ 13,556	1,349,444	1 地方消費税 交付金	△ 13,556	交付額決定により
計	1,363,000	△ 13,556	1,349,444			

第8款 環境性能割交付金
第1項 環境性能割交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 環境性能割 交付金	14,000	4,526	18,526	1 環境性能割 交付金	4,526	交付額決定により
計	14,000	4,526	18,526			

第9款 国有提供施設等所在市町村助成交付金
第1項 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国有提供施 設等所在市 町村助成交 付金	80,980	△ 897	80,083	1 国有提供施 設等所在市 町村助成交 付金	△ 897	交付額決定により
計	80,980	△ 897	80,083			

第10款 地方特例交付金
第1項 地方特例交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方特例交 付金	39,000	166	39,166	1 地方特例交 付金	166	交付額決定により
計	39,000	166	39,166			

第10款 地方特例交付金
第2項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 新型コロナ ウイルス感 染症対策地 方税減収補 填特別交付 金	1	△ 1	0	1 新型コロナ ウイルス感 染症対策地 方税減収補 填特別交付 金	△ 1	交付額決定により
計	1	△ 1	0			

第11款 地方交付税
第1項 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	11,969,151	△ 9,786	11,959,365	1 地方交付税	△ 9,786	特別交付税
計	11,969,151	△ 9,786	11,959,365			

第12款 交通安全対策特別交付金
第1項 交通安全対策特別交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 交通安全対策特別交付金	5,154	△ 991	4,163	1 交通安全対策特別交付金	△ 991	交付額決定により
計	5,154	△ 991	4,163			

第13款 分担金及び負担金
第1項 負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費負担金	108,801	△ 4,300	104,501	3 児童福祉費負担金	△ 4,300	保育児童保護者負担金
計	108,812	△ 4,300	104,512			

第14款 使用料及び手数料
第2項 手数料

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生手数料	109,275	△ 2,499	106,776	2 清掃手数料	△ 2,499	一般廃棄物処理手数料
計	139,293	△ 2,499	136,794			

第15款 国庫支出金
第1項 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	4,258,705	△ 273,059	3,985,646	3 児童福祉費負担金	△ 101,949	子どものための教育・保育給付交付金

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				4 生活保護費 負担金	△ 171,110	生活保護費負担金
計	4,327,462	△ 273,059	4,054,403			

第15款 国庫支出金
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 土木費国庫 補助金	889,077	△ 49,597	839,480	1 道路橋りよ う費補助金	△ 6,387	防災・安全交付金
				2 都市計画費 補助金	△ 43,210	
計	5,083,735	△ 49,597	5,034,138			

第16款 県支出金
第1項 県負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費県負 担金	1,112,792	△ 54,808	1,057,984	3 児童福祉費 負担金	△ 50,797	子どものための教育・保育給付費等県負担金
				4 生活保護費 負担金	△ 4,011	
計	1,521,097	△ 54,808	1,466,289			

第16款 県支出金
第2項 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県補 助金	487,179	△ 207	486,972	3 児童福祉費 補助金	△ 207	保育料軽減事業費補助金
11 青森県核燃 料物質等取 扱税交付金	315,060	△ 1,470	313,590	1 青森県核燃 料物質等取 扱税交付金	△ 1,470	青森県核燃料物質等取扱税交付金
計	1,299,451	△ 1,677	1,297,774			

第17款 財産収入

第1項 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 利子及び配 当金	230	△ 1	229	12 ふるさと納 税寄附金基 金運用収入	△ 1	決算見込み
計	18,149	△ 1	18,148			

第18款 寄附金

第1項 寄附金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費寄附 金	195,300	△ 30,830	164,470	1 ふるさと納 税寄附金	△ 56,530	決算見込み
				2 まち・ひと ・しごと創 生寄附金	25,700	まち・ひと・しごと創生寄附金
2 教育費寄附 金	0	200	200	1 教育総務費 寄附金	200	子ども夢育成事業費寄附金
3 商工費寄附 金	0	100	100	1 商工費寄附 金	100	産業振興費寄附金
4 衛生費寄附 金	0	971	971	1 保健衛生費 寄附金	971	健康増進費寄附金
5 土木費寄附 金	0	50	50	1 公園管理費 寄附金	50	公園管理費寄附金
6 農林水産業 費寄附金	0	500	500	1 農林水産業 費寄附金	500	農林水産業費寄附金
計	195,300	△ 29,009	166,291			

第19款 繰入金

第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 育英基金繰 入金	46,440	△ 10,920	35,520	1 育英基金繰 入金	△ 10,920	決算見込み
3 子ども夢育 成基金繰入 金	5,030	△ 1,662	3,368	1 子ども夢育 成基金繰入 金	△ 1,662	決算見込み

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 特定防衛施設 周辺整備 調整交付金 事業基金繰 入金	69,600	△ 386	69,214	1 特定防衛施設 周辺整備 調整交付金 事業基金繰 入金	△ 386	決算見込み
6 地域振興基 金繰入金	500,000	△ 100,000	400,000	1 地域振興基 金繰入金	△ 100,000	決算見込み
7 ふるさと納 税寄附金基 金繰入金	190,001	△ 76,535	113,466	1 ふるさと納 税寄附金基 金繰入金	△ 76,535	決算見込み
8 新希望のま ち基金繰入 金	163,047	△ 1	163,046	1 新希望のま ち基金繰入 金	△ 1	決算見込み
11 中小企業経 営安定化資 金利子補給 基金繰入金	2,841	△ 113	2,728	1 中小企業経 営安定化資 金利子補給 基金繰入金	△ 113	決算見込み
12 水川目酪農 振興基金繰 入金	15,000	△ 740	14,260	1 水川目酪農 振興基金繰 入金	△ 740	決算見込み
13 公共施設整 備基金繰入 金	14,562	13,328	27,890	1 公共施設整 備基金繰入 金	13,328	決算見込み
14 森林環境譲 与税基金繰 入金	47,209	△ 47,209	0	1 森林環境譲 与税基金繰 入金	△ 47,209	決算見込み
計	2,814,143	△ 224,238	2,589,905			

第19款 繰入金

第2項 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 後期高齢者 医療特別会 計繰入金	241	△ 10	231	1 後期高齢者 医療特別会 計繰入金	△ 10	決算見込み
計	241	△ 10	231			

第21款 市債
第1項 市債

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生債	1,253,200	△ 617,500	635,700	2 清掃債	△ 617,500	清掃施設整備債
6 土木債	1,815,500	△ 184,200	1,631,300	1 道路橋りよ う債	△ 87,900	道路橋りよう整備債
				3 都市計画債	△ 96,300	街路整備債
8 教育債	845,200	△ 17,400	827,800	3 社会教育債	△ 17,400	社会教育施設整備債
計	5,836,193	△ 819,100	5,017,093			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計	
	44,654,440	△ 1,433,271	43,221,169	

歳出

第2款 総務費
第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般 財源	区分		金額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
2 企画費	368,714	△ 42,605	326,109			△ 42,094	△ 511	7 報償費	△ 30,281	ふるさと納税寄附金 代理受納分 決算見込み	1,514
								10 需用費	△ 278		1,514
								11 役務費	△ 760		
								12 委託料	△ 12,800		
								25 寄附金	1,514		
21 市民連携 推進費	2,370	0	2,370			△ 700	700			財源更正	
34 地域振興 基金費	200,022	40,000	240,022				40,000	24 積立金	40,000	地域振興基金積立て	
36 ふるさと 納税寄附 金基金費	190,001	△ 56,531	133,470			△ 56,531		24 積立金	△ 56,531	決算見込み	
計	4,489,383	△ 59,136	4,430,247			△ 99,325	40,189				

第3款 民生費
第1項 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般 財源	区分		金額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 社会福祉 総務費	427,202	0	427,202			388	△ 388			財源更正	
5 交通安全 対策費	10,637	0	10,637			△ 694	694			財源更正	
6 交通広場 管理費	1,437	0	1,437			△ 457	457			財源更正	
計	4,261,456	0	4,261,456			△ 763	763				

第3款 民生費
第2項 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 老人福祉 総務費	1,299,140	0	1,299,140			△ 2,132	2,132		財源更正	
計	1,316,413	0	1,316,413			△ 2,132	2,132			

第3款 民生費
第3項 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
6 保育所費	2,316,104	△ 260,121	2,055,983	△ 152,953		△ 2,600	△ 104,568	19 扶助費	△ 260,121	決算見込み
7 キッズパ ーク管理 費	12,349	0	12,349			△ 550	550			財源更正
計	4,023,420	△ 260,121	3,763,299	△ 152,953		△ 3,150	△ 104,018			

第3款 民生費
第4項 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 扶助費	2,421,449	△ 228,146	2,193,303	△ 175,121			△ 53,025	19 扶助費	△ 228,146	決算見込み
計	2,599,394	△ 228,146	2,371,248	△ 175,121			△ 53,025			

第4款 衛生費
第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 健康増進 費	94,756	0	94,756			971	△ 971			財源更正
3 老人医療 給付費	769,371	0	769,371			△ 10	10			財源更正
計	2,229,533	0	2,229,533			961	△ 961			

第4款 衛生費
第2項 清掃費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 じん芥処理費	3,932,776	△ 933,910	2,998,866	△ 1,470	△ 617,500	△ 2,499	△ 312,441	18 負担金補助及び交付金	△ 933,910	決算見込み
計	3,976,973	△ 933,910	3,043,063	△ 1,470	△ 617,500	△ 2,499	△ 312,441			

第6款 農林水産業費
第2項 畜産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 畜産振興費	62,703	0	62,703			△ 740	740			財源更正
計	120,203	0	120,203			△ 740	740			

第6款 農林水産業費
第3項 林業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 林業総務費	30,296	0	30,296			△ 16,567	16,567			財源更正
2 林業振興費	14,114	19,947	34,061			△ 13,659	33,606	24 積立金	19,947	森林環境譲与税基金積立 て
3 造林費	16,635	0	16,635			△ 292	292			財源更正
4 治山林道費	17,490	0	17,490			△ 15,880	15,880			財源更正
計	78,535	19,947	98,482			△ 46,398	66,345			

第6款 農林水産業費
第4項 水産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国県 支出金	地方債	その他				
2 水産振興 費	138,827	0	138,827			△ 4,704	4,704		財源更正	
計	382,026	0	382,026			△ 4,704	4,704			

第7款 商工費
第1項 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国県 支出金	地方債	その他				
2 商工振興 費	281,305	0	281,305			△ 113	113		財源更正	
3 観光費	216,769	0	216,769			11,034	△ 11,034		財源更正	
6 産業振興 費	60,493	0	60,493			11,119	△ 11,119		財源更正	
計	980,888	0	980,888			22,040	△ 22,040			

第8款 土木費
第2項 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国県 支出金	地方債	その他				
4 道路新設 改良費	468,727	△ 103,090	365,637	△ 6,387	△ 87,900		△ 8,803	11 役務費	△ 1	決算見込み
								12 委託料	△ 1,769	
								14 工事請負 費	△ 97,450	
								16 公有財産 購入費	△ 157	
								21 補償補て ん及び賠 償金	△ 3,713	
計	1,191,702	△ 103,090	1,088,612	△ 6,387	△ 87,900		△ 8,803			

第8款 土木費
第5項 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 公園管理 費	83,507	0	83,507			50	△ 50			財源更正
5 街路整備 費	197,491	△ 144,668	52,823	△ 43,210	△ 96,300		△ 5,158	14 工事請負 費 △ 87,615	△ 87,615	決算見込み
								16 公有財産 購入費 △ 5,147	△ 5,147	
								21 補償補て ん及び賠 償金 △ 51,906	△ 51,906	
7 景観費	3,131	0	3,131			△ 311	311			財源更正
計	557,902	△ 144,668	413,234	△ 43,210	△ 96,300	△ 261	△ 4,897			

第9款 消防費
第1項 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 常備消防 費	1,720,447	△ 13,139	1,707,308			△ 114,275	101,136	18 負担金補 助及び交 付金 △ 13,139	△ 13,139	決算見込み
2 非常備消 防費	115,839	△ 18,984	96,855				△ 18,984	12 委託料 △ 18,984	△ 18,984	決算見込み
3 水防対策 費	132	0	132			△ 29	29			財源更正
4 防災対策 費	658,971	0	658,971			△ 15,093	15,093			財源更正
5 消防施設 整備費	69,600	0	69,600			△ 121	121			財源更正
計	2,564,989	△ 32,123	2,532,866			△ 129,518	97,395			

第10款 教育費
第1項 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国県 支出金	地方債	その他				
2 事務局費	282,946	0	282,946			△ 1,904	1,904		財源更正	
3 義務教育 振興費	153,546	0	153,546			△ 4,396	4,396		財源更正	
5 学務管理 費	160,580	0	160,580			△ 10,920	10,920		財源更正	
計	632,332	0	632,332			△ 17,220	17,220			

第10款 教育費
第2項 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国県 支出金	地方債	その他				
2 小学校教 育振興費	7,928	0	7,928			△ 457	457		財源更正	
計	407,063	0	407,063			△ 457	457			

第10款 教育費
第3項 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国県 支出金	地方債	その他				
2 中学校教 育振興費	6,530	0	6,530			△ 118	118		財源更正	
計	362,820	0	362,820			△ 118	118			

第10款 教育費
第4項 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国県 支出金	地方債	その他				
2 公民館費	137,366	0	137,366		△ 17,400	17,328	72		財源更正	
6 地域文化 ・スポー ツクラブ 推進費	159,892	0	159,892			6,900	△ 6,900		財源更正	
計	808,181	0	808,181		△ 17,400	24,228	△ 6,828			

第12款 諸支出金
第1項 公営企業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 公営企業 費	4,943,398	307,976	5,251,374			△ 1	307,977	18 負担金補 助及び交 付金	307,976	水道事業会計負担金 <u>△ 3,835</u> 下北医療センター負担金 <u>311,811</u> むつ総合病院 <u>300,000</u> むつリハビリテー ション病院 <u>11,811</u>
計	4,943,398	307,976	5,251,374			△ 1	307,977			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源
				特定財源			
				国 県 支 出 金	地方債	その他	
	44,654,440	△ 1,433,271	43,221,169	△ 379,141	△ 819,100	△ 260,057	25,027

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込						当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	37,120,827	36,257,561	5,836,193	△ 819,100	5,017,093	4,217,161		4,217,161	37,876,593	△ 819,100	37,057,493
(1) 総務	17,992,591	16,742,440	840,893		840,893	2,097,602		2,097,602	15,485,731		15,485,731
(2) 民生	485,903	499,574	104,400		104,400	34,179		34,179	569,795		569,795
(3) 衛生	551,567	935,957	1,253,200	△ 617,500	635,700	75,075		75,075	2,114,082	△ 617,500	1,496,582
(4) 農林水産業	1,385,197	1,369,977	174,700		174,700	204,607		204,607	1,340,070		1,340,070
(5) 商工	108,036	99,656	39,800		39,800	15,986		15,986	123,470		123,470
(6) 土木	4,478,731	4,346,427	840,200	△ 184,200	656,000	517,322		517,322	4,669,305	△ 184,200	4,485,105
(7) 公営住宅	1,281,310	1,728,497	975,300		975,300	171,260		171,260	2,532,537		2,532,537
(8) 消防	1,521,829	1,415,821	674,200		674,200	134,135		134,135	1,955,886		1,955,886
(9) 教育	7,987,438	7,819,241	845,200	△ 17,400	827,800	867,242		867,242	7,797,199	△ 17,400	7,779,799
(10) 公営企業	1,328,225	1,299,971	88,300		88,300	99,753		99,753	1,288,518		1,288,518
※参考普通債のうち											
(11) 辺地対策											
(12) 過疎対策	2,689,007	2,804,517	349,700		349,700	262,791		262,791	2,891,426		2,891,426
2. 災害復旧債	61,336	119,800							119,800		119,800
(1) 公共施設	920										
(2) 衛生											
(3) 農林水産業											
(4) 土木	59,554	119,800							119,800		119,800
(5) 商工											
(6) 教育	862										
合 計	37,182,163	36,377,361	5,836,193	△ 819,100	5,017,093	4,217,161		4,217,161	37,996,393	△ 819,100	37,177,293

令和6年度

むつ市一般会計
補正予算書

むつ市

令和6年度むつ市一般会計補正予算

令和6年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ605,814千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,656,814千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		8,499,798	605,814	9,105,612
	2. 国庫補助金	4,455,926	605,814	5,061,740
歳入合計		40,051,000	605,814	40,656,814

2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		9,707,163	605,814	10,312,977
	1. 社会福祉費	2,679,108	605,814	3,284,922
歳出合計		40,051,000	605,814	40,656,814

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,642,405	0	5,642,405
2. 地 方 譲 与 税	272,000	0	272,000
3. 利 子 割 交 付 金	3,000	0	3,000
4. 配 当 割 交 付 金	17,000	0	17,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9,000	0	9,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	94,000	0	94,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,685,000	0	1,685,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000	0	25,000
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	80,083	0	80,083
10. 地 方 特 例 交 付 金	270,469	0	270,469
11. 地 方 交 付 税	11,932,000	0	11,932,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,468	0	4,468
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	110,144	0	110,144
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	243,804	0	243,804
15. 国 庫 支 出 金	8,499,798	605,814	9,105,612
16. 県 支 出 金	2,655,018	0	2,655,018
17. 財 産 収 入	20,114	0	20,114
18. 寄 附 金	211,000	0	211,000
19. 繰 入 金	1,423,423	0	1,423,423
20. 諸 収 入	2,961,674	0	2,961,674
21. 市 債	3,891,600	0	3,891,600
歳 入 合 計	40,051,000	605,814	40,656,814

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	249,362	0	249,362				
2. 総 務 費	3,857,052	0	3,857,052				
3. 民 生 費	9,707,163	605,814	10,312,977	605,814			
4. 衛 生 費	3,941,953	0	3,941,953				
5. 労 働 費	23,188	0	23,188				
6. 農 林 水 産 業 費	1,075,682	0	1,075,682				
7. 商 工 費	834,639	0	834,639				
8. 土 木 費	1,837,157	0	1,837,157				
9. 消 防 費	2,147,843	0	2,147,843				
10. 教 育 費	6,947,305	0	6,947,305				
11. 公 債 費	4,043,435	0	4,043,435				
12. 諸 支 出 金	5,361,221	0	5,361,221				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
歳 出 合 計	40,051,000	605,814	40,656,814	605,814			

歳入

第15款 国庫支出金
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
11 地方創生交 付金	146,040	605,814	751,854	1 地方創生臨 時交付金	605,814	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	4,455,926	605,814	5,061,740			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
		40,051,000	605,814	40,656,814

歳出

第3款 民生費
第1項 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他					
11 物価高騰 重点支援 給付金	0	605,814	605,814	605,814				1 報酬	1,107	物価高騰重点支援給付事業費 低所得世帯分 定額減税補足給付分	
								3 職員手当 等	1,806		605,814
								4 共済費	137		154,330
								8 旅費	40		451,484
								10 需用費	1,858		
								11 役務費	5,546		
								12 委託料	11,882		
								13 使用料及 び賃借料	3,438		
								18 負担金補 助及び交 付金	580,000		
計	2,679,108	605,814	3,284,922	605,814							

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	
				特定財源				
				国 県 支 出 金	地方債	その他		
	40,051,000	605,814	40,656,814	605,814				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(623) 450	451,065	1,871,619	1,087,840	3,410,524	872,195	4,282,719	
補 正 前	(618) 450	449,958	1,871,619	1,086,034	3,407,611	872,058	4,279,669	
比 較	(5) 0	1,107	0	1,806	2,913	137	3,050	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	43,408	26,271	1,746	41,678	437,574	331,602	27,532	29,390	125,963	22,655	21
	補 正 前	43,408	26,271	1,746	41,678	437,478	331,537	27,532	29,390	124,318	22,655	21
	比 較	0	0	0	0	96	65	0	0	1,645	0	0

※ () 内は、定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員を含む。以下同じ。)数及び会計年度任用職員のうち、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(17) 450	1,673,096	962,232	2,635,328	746,241	3,381,569	
補 正 前	(17) 450	1,673,096	960,587	2,633,683	746,241	3,379,924	
比 較	(0) 0	0	1,645	1,645	0	1,645	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	43,408	20,946	1,746	41,678	368,244	284,975	27,532	29,390	121,637	22,655	21
	補 正 前	43,408	20,946	1,746	41,678	368,244	284,975	27,532	29,390	119,992	22,655	21
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	1,645	0	0

※ () 内は、定年前再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(606) 0	451,065	198,523	125,608	775,196	125,954	901,150	
補 正 前	(601) 0	449,958	198,523	125,447	773,928	125,817	899,745	
比 較	(5) 0	1,107	0	161	1,268	137	1,405	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	0	5,325	0	0	69,330	46,627	0	0	4,326	0	0
	補 正 前	0	5,325	0	0	69,234	46,562	0	0	4,326	0	0
	比 較	0	0	0	0	96	65	0	0	0	0	0

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う 増 減 分	0	
		昇 級 に 伴 う 増 加 分	0	
		その他の増減分	0	
職 員 手 当 等	1,806	制度改正に伴う 増 減 分	0	
		その他の増減分	1,806	・会計年度任用職員以外の職員 時間外勤務手当 1,645 ・会計年度任用職員 期末手当 96 勤勉手当 65

むつ市議会第260回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表

目

次

議案第 4 4 号	むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表	5
議案第 4 5 号	むつ市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表	7
議案第 4 6 号	むつ市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表	9
報告第 8 号	むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	13
報告第 9 号	むつ市税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	15
報告第 1 1 号	むつ市税条例の一部を改正する条例新旧対照表	17
	附則第 5 条による特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部改正新旧対照表	45
報告第 1 2 号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	49
報告第 1 3 号	むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	51
報告第 1 4 号	むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	53

議案第 4 4 号参考資料

むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(<u>掲示等</u>)</p> <p>第 1 7 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供しなければ<u>ならない</u>。</p>	<p>(<u>掲示</u>)</p> <p>第 1 7 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない</u>。</p>

議案第45号参考資料

むつ市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第28条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>第5条第1項及び第9条第2項の許可</u>に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>2 指定管理者が指定公園の管理を行う場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「市長の」とあるのは「指定管理者の」と、同条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</u></p> <p><u>3 指定管理者が指定公園の管理を行う場合における第9条第2項の規定の適用については、同項中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p> <p><u>4 指定管理者が指定公園の管理を行う場合における第15条第1項の規定の適用については、同項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「その許可」とあるのは「<u>第5条第1項又は第9条第2項の許可</u>」と、「公園」とあるのは「<u>指定公園</u>」と、<u>同項第2号及び第3号中「この条例の規定による」とあるのは「<u>第5条第1項又は第9条第2項の規定による</u>」</u>とする。</u></p> <p><u>5 指定管理者が指定公園の管理を行う場合における第21条（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「<u>指定管理者</u>」とする。</u></p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第28条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>第9条第2項の使用</u>の許可に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>2 指定管理者が指定公園の管理を行う場合における第9条第2項の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</u></p> <p><u>3 指定管理者が指定公園の管理を行う場合における第15条（同条第1項の規定による許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「その許可」とあるのは「<u>第9条第2項の許可</u>」と、「公園」とあるのは「<u>指定公園</u>」と、<u>同条第1項第3号中「この条例の規定による」とあるのは「<u>第9条第2項の規定による</u>」</u>とする。</u></p>

別表（第22条関係）

- 1 （略）
2 第9条第2項の規定による許可を受けて公園施設を使用する場合

ア むつ運動公園

（表略）

備考

1・2 （略）

3 「大会貸切」とは、むつ市スポーツ協会若しくは同協会加盟団体が主催する公式試合又はこれに準ずる試合のため、この表に掲げる施設を貸切使用する場合をいう。

4～6 （略）

イ 大畑中央公園

（表略）

備考

1～3 （略）

4 「大会貸切」とは、むつ市スポーツ協会若しくは同協会加盟団体が主催する公式試合又はこれに準ずる試合のため、この表に掲げる施設を貸切使用する場合をいう。

5～7 （略）

ウ （略）

3 （略）

別表（第22条関係）

- 1 （略）
2 第9条第2項の規定による許可を受けて公園施設を使用する場合

ア むつ運動公園

（表略）

備考

1・2 （略）

3 「大会貸切」とは、むつ市体育協会若しくは同協会加盟団体が主催する公式試合又はこれに準ずる試合のため、この表に掲げる施設を貸切使用する場合をいう。

4～6 （略）

イ 大畑中央公園

（表略）

備考

1～3 （略）

4 「大会貸切」とは、むつ市体育協会若しくは同協会加盟団体が主催する公式試合又はこれに準ずる試合のため、この表に掲げる施設を貸切使用する場合をいう。

5～7 （略）

ウ （略）

3 （略）

議案第46号参考資料

むつ市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(指定工事店の資格要件)</p> <p>第7条 指定工事店は、次に掲げる要件に適合する者でなければならない。</p> <p>(1) 営業所ごとに、排水設備工事責任技術者（青森県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する排水設備責任技術者試験に合格し、又は更新講習を修了した者をいう。以下「責任技術者」という。）として登録を受けた者を<u>1人以上選任</u>していること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第8条 指定工事店の指定を受けようとする者は、管理者が定める申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 個人にあつては、住民票、<u>在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）</u>の写し、経歴書及び前条第1項第4号アに該当しないことを証する書類</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>選任する責任技術者の氏名及び協会から交付された責任技術者証の写し</u></p>	<p>(指定工事店の資格要件)</p> <p>第7条 指定工事店は、次に掲げる要件に適合する者でなければならない。</p> <p>(1) 営業所ごとに、排水設備工事責任技術者（青森県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する排水設備責任技術者試験に合格し、又は更新講習を修了した者をいう。以下「責任技術者」という。）として登録を受けた者が<u>1人以上専属</u>していること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第8条 指定工事店の指定を受けようとする者は、管理者が定める申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 個人にあつては、住民票の写し、経歴書及び前条第1項第4号アに該当しないことを証する書類</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>専属する責任技術者の氏名及び協会から交付された責任技術者証の写し</u></p>

並びに雇用関係を証する書類

(5) 選任する責任技術者が他の営業所の責任技術者を兼任している場合にあっては、その兼任状況を証する書類

(6)・(7) (略)

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第11条 (略)

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 選任する責任技術者が法令等に違反しないよう指導及び監督すること。
(責任技術者)

第15条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を選任しなければならない。ただし、県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

2 (略)

3 (略)

第17条 削除

(除害施設の設置等)

第24条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下

並びに雇用関係を証する書類

(5)・(6) (略)

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第11条 (略)

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 専属する責任技術者が法令等に違反しないよう指導及び監督すること。
(責任技術者の職務等)

第15条

(略)

2 (略)

(責任技術者の専属の特例)

第17条 指定工事店は、事故又は異動等により当該指定工事店に専属する責任技術者を一時的に欠くこととなった場合において、その旨を届け出て管理者の承認を受けた期間は、自己に専属しない責任技術者をもってこれに充てることができる。

(除害施設の設置等)

第24条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下

水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値

2 (略)

水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値

2 (略)

報告第8号参考資料

むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前																
<p>別表第4 級別職務分類表（第3条関係） ア 行政職給料表級別職務分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">職 務 の 名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 級</td> <td>次長並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略)</p>	職務の級	職 務 の 名 称	(略)		6 級	次長並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	(略)		<p>別表第4 級別職務分類表（第3条関係） ア 行政職給料表級別職務分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">職 務 の 名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 級</td> <td><u>政策推進監</u>並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略)</p>	職務の級	職 務 の 名 称	(略)		6 級	<u>政策推進監</u> 並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	(略)	
職務の級	職 務 の 名 称																
(略)																	
6 級	次長並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務																
(略)																	
職務の級	職 務 の 名 称																
(略)																	
6 級	<u>政策推進監</u> 並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務																
(略)																	

報告第9号参考資料

むつ市税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(この特例を適用する税目)</p> <p>第2条 この条例により賦課徴収する市税は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個人の市民税、<u>個人の県民税及び森林環境税</u>（普通徴収の方法によるものに限る。以下「市民税」という。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(この特例を適用する税目)</p> <p>第2条 この条例により賦課徴収する市税は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個人の市民税<u>及び</u>県民税（普通徴収の方法によるものに限る。以下「市民税」という。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

報告第 1 1 号参考資料

むつ市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 1 8 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（規則で定めるものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 1 8 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第 3 4 条 (略)</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 1 8 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（規則で定めるものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 1 8 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 所得税法第 7 8 条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第 3 4 条 (略)</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を</p>

添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第38条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するも

添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第38条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公

の、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(固定資産税の減免)

第52条 (略)

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) (略)

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第108条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが

益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(固定資産税の減免)

第52条 (略)

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第108条の3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第4条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第3条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第18条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第18条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第20条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第20条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第5条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第18条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とある

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第5条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とある

のは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第6条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第6条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第18条の3、第18条の6から第18条の9まで、附則第4条第2項、附則第6条第1項、附則第6条の3の2第1項、前条及び附則第8条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第18条の7第2項、第31条の5第1項及び前条の規定の適用については、第18条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第31条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第6条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第6条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第6条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第25条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

のは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第24条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額

とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第24条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第24条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第31条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第6条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第31条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第6条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第31条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において

同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第31条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別

税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納

期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第31条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第31条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における徴収すべき税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第31条の5第2項の規定により読み替えられた第31条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第31条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第31条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第6条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第18条の3、第18条の6から第18条の9まで、附則第4条第2項、附則第6条第1項、附則第6条の3の2第1項、附則第6条の4及び附則第8条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第7条 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第7条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第20条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第17条から第18条の3まで、第18条の6から第18条の8まで、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項、附則第6条の3の2第1項及び附則第6条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第18条の9第1項、附則第6条の5第1項及び前条の規定の適用については、第18条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条第2項」と、附則第6条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第7条第2項及び」と、前条中「附則第6条の4及び」とあるのは「附則第6条の4、次条第2項及び」とする。

(固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2 (略)

3 固定資産税に係る法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

4 固定資産税に係る法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5・6 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第20条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第17条から第18条の3まで、第18条の6から第18条の8まで、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項、附則第6条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第18条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第7条第2項」とする。

(固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2 (略)

3 固定資産税に係る法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 固定資産税に係る法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5・6 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2 (略)

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4～8 (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2 (略)

3～7 (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

1 1 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

1 2 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

1 3 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

1 4 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震

(1)～(6) (略)

1 0 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

1 1 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

1 2 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

1 3 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震

改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

15 (略)

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第10条 (略)

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第43条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標

改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

14 (略)

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第10条 (略)

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第43条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標

準は、第43条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第11条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税につい

準は、第43条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第11条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349

て法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるもの

条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるもの

に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（表略）

（特別土地保有税の課税の特例）

に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（表略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第14条 附則第11条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第10条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第106条第1号及び第109条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第11条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第106条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 （略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条 （略）

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) （略）

(5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6

第14条 附則第11条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第10条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第106条第1号及び第109条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第11条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第106条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 （略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条 （略）

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) （略）

条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

第20条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 (略)

第25条 削除

(都市計画税に係る法附則第15条第32項の条例で定める割合)

第25条の2 都市計画税に係る法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(都市計画税に係る法附則第15条第38項の条例で定める割合)

第25条の3 都市計画税に係る法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第27条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度

(1)～(4) (略)

6 (略)

(都市計画税に係る法附則第15条第32項の条例で定める割合)

第25条 都市計画税に係る法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(都市計画税に係る法附則第15条第33項の条例で定める割合)

第25条の2 都市計画税に係る法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第27条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあって

分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第28条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第29条 附則第27条の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計

は、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第28条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第29条 附則第27条の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税

画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第27条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第30条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第27条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

第31条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第27条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第27条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第30条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第27条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

第31条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第27条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第32条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

（表略）

第34条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第124条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第32条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

（表略）

第34条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第124条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附則第5条による改正（特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部改正新旧対照表）

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

(市民税の減免)

第2条 市長は、特別災害により市民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）が次の事由に該当することとなった場合においては、当該納税義務者が納付すべき当該年度分の市民税に係る税額のうち、当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するもの（特別徴収される市民税に係る税額については、当該特別災害を受けた日以後に徴収すべき税額とする。以下同じ。）について、次の表の区分により減免するものとする。

事 由	減免の割合
(略)	
障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。） <u>第292条第1項第10号</u> に規定する障害者をいう。以下同じ。）となったとき	(略)
<u>同一生計配偶者</u> （法第292条第1項第7号に規定する <u>同一生計配偶者</u> をいう。以下同じ。）又は扶養親族（法第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）が死亡したとき	(略)
<u>同一生計配偶者</u> 又は扶養親族が障害者となったとき	(略)

2 市長は、市民税の納税義務者のうち、特別災害によりその者（同一生計配偶者又は扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財について生じた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がそ

(市民税の減免)

第2条 市長は、特別災害により市民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）が次の事由に該当することとなった場合においては、当該納税義務者が納付すべき当該年度分の市民税に係る税額のうち、当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するもの（特別徴収される市民税に係る税額については、当該特別災害を受けた日以後に徴収すべき税額とする。以下同じ。）について、次の表の区分により減免するものとする。

事 由	減免の割合
(略)	
障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。） <u>第292条第1項第9号</u> に規定する障害者をいう。以下同じ。）となったとき	(略)
<u>控除対象配偶者</u> （法第292条第1項第7号に規定する <u>控除対象配偶者</u> をいう。以下同じ。）又は扶養親族（法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）が死亡したとき	(略)
<u>控除対象配偶者</u> 又は扶養親族が障害者となったとき	(略)

2 市長は、市民税の納税義務者のうち、特別災害によりその者（控除対象配偶者又は扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財について生じた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がそ

の住宅又は家財の価格の100分の30以上の額であるもので前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であるものが納付すべき当該年度分の市民税に係る税額のうち、当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の表の区分により減免するものとする。

（表略）

3・4 （略）

の住宅又は家財の価格の100分の30以上の額であるもので前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であるものが納付すべき当該年度分の市民税に係る税額のうち、当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の表の区分により減免するものとする。

（表略）

3・4 （略）

報告第12号参考資料

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算</p>

額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～オ （略）

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～オ （略）

2・3 （略）

額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～オ （略）

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～オ （略）

2・3 （略）

報告第13号参考資料

むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和9年3月31日までの間に、同条第1項に規定する過疎地域の区域（令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であつて法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。）のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。第2号において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。第1号において同じ。）の用に供する設備で租税特別措置法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）の取得等（法第23</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、同条第1項に規定する過疎地域の区域（令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であつて法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。）のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。第2号において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。第1号において同じ。）の用に供する設備で租税特別措置法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）の取得等（法第23</p>

条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。

(1)・(2) (略)

条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。

(1)・(2) (略)

報告第14号参考資料

むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 地方活力向上地域内において、法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和8年3月31日までの期間（第6条において「対象期間」という。）内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 地方活力向上地域内において、法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの期間（第6条において「対象期間」という。）内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小</p>

通算法人にあつては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税の免除(以下「課税免除」という。)をする。

通算法人にあつては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税の免除(以下「課税免除」という。)をする。

